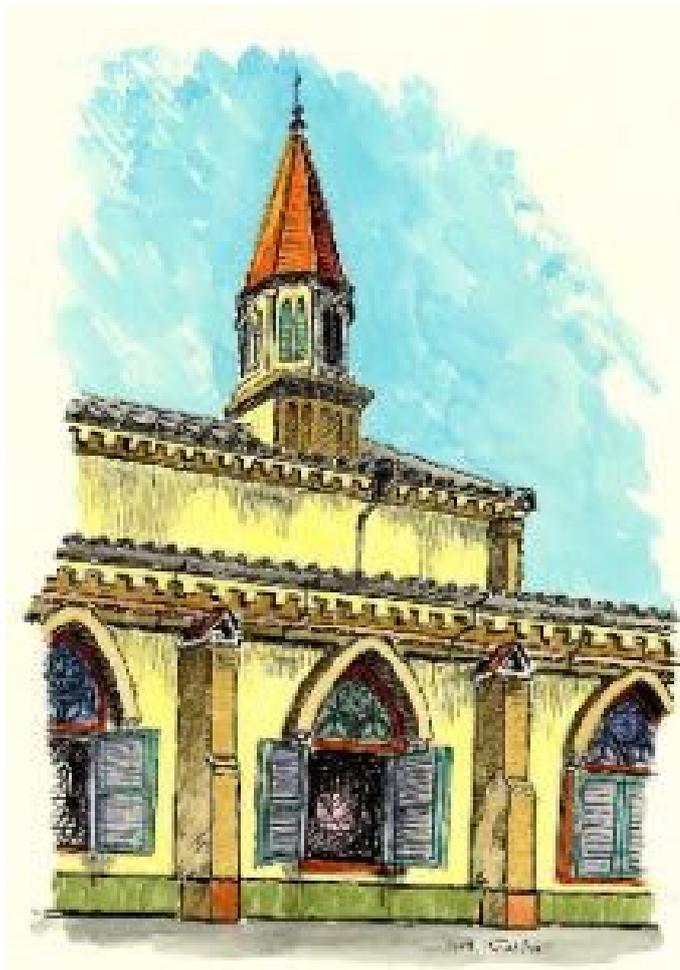


(仮称)

# 県庁職域支部だより



## 2000年の活動について

2000年という節目の年を迎え、会員の皆様におかれましては、益々御活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、当支部における今年の活動予定についてお知らせ致します。

4月には現場視察を兼ねた研修会(免震工法を導入した高層共同住宅工事現場視察及び免震工法についての講演会)

6月には、平成10年からの建築基準法改正と関連する最新情報及び新法である「住宅の品質確保促進法」(平成11年6月23日公布)についての学習会、同じく6月に県庁職域支部通常総会及び恒例の懇親会の開催を行い、秋には「三溪園」において、増築と大改修を終えた原三溪邸の現場視察を計画しております。

これらの行事に会員の皆様の積極的な御参加を期待しております。

また、今後、当支部において開催してほしい研修などがあれば、積極的に取り入れたいと考えておりますので、ご意見をお聞かせ下さい。

さらに、当支部組織拡大及び活性化のため、未入会の方々への勧誘についても重点的に取り組みたいと考えておりますので、会員の皆様の御支援、御協力も併せてお願い申し上げます。

今年もよろしく申し上げます。

### 建築士会からのお知らせ

1.平成12年建築士試験案内

2級及び木造建築士試験の受験申込書の配布が開始されます。

4月3日(月)～14日(金)【ただし、土日は除く】

午前9時30分から午後4時30分

【14日は午後3時まで】

なお、受験申込書の受付は、4月10日(月)～14日(金)です。

### 2.ビルディング耐震セミナー

日時 3月22日(水) 開場12時30分 開演13時～17時

場所 はまぎんホール・ヴィアマーレ

講演 一、基調講演 横浜を襲う可能性のある大地震について  
神戸大学教授 石橋 克彦

二、安全を確かめる耐震診断  
横浜市建築局 久松 義明

三、闘う防災術  
防災アドバイザー 山村武彦

四、資産を大地震から守る  
大成建設(株) 耐震推進部長 川村壮一

定員 500名(先着締切) 入場無料

申込 横浜市建築設計協同組合「耐震セミナー」あて

TEL 045(662)6557

主催 横浜市建築局

### 県庁職域支部からのお知らせ

1.支部の活性化への提案募集

二一世紀を目前に控え、支部のさらなる活性化を図るたの(資金がからない)事業のアイデアを募集します。例えば、県内の他支部では、テニス同好会、ワイン同好会などの趣味のサークル活動も盛んに行われています。また、建築技術、住宅問題、都市問題などについての勉強会や座談会なども考えられますので、奮って応募ください。

2.支部だよりの名称募集

創刊号から(仮称)のままの支部だよりに素敵な名前をつけてください。

3.支部だよりへの投稿募集

会員の楽しい情報交換の場として、支部だよりを活用しましょう。趣味の紹介、エッセイ、感動した本などの紹介、さらには、建築物の紹介から研究論文(要旨)など、どんなものでも構いません。特に、OBからの投稿をお待ちしています。

以上の応募先：お近くの幹事又は発行責任者(建築指導課 高橋、住宅整備課 庄司)へ連絡して下さい。

## 「職場紹介」

### 京浜臨海部の新生にむけて

京浜臨海部対策課 鈴木 富男

はじめに

京浜臨海部と聞いて、皆さんは何を思い浮かべますか。そうです、京浜臨海部は、わが国最大級の工業地帯である京浜工業地帯の中核的な地域です。明治三十七年に浅野総一郎氏によって埋立が開始されて以来、ほぼ一世紀に渡っての埋立地に、巨大な工業地帯を築いてきたのです。

#### 一 京浜臨海部の産業活性化

では、この巨大な工業地帯に対して、われわれの職場では何をしようとしているのでしょうか。実は、この巨大な工業地帯がいま大病んでいるのです。産業構造の転換などでこの地域から外に生産拠点を移す企業が続出していたところに、長引く景気低迷などによる企業のリストラにも拍車がかかり、生産ラインを縮小したり、遊休地などが大量に発生しているのです。最近の調査では約三二ヘクタールもの遊休地がこれから十年間に発生しそうだということが判りました。ところで、こうした京浜臨海部の空洞化は、県など地元自治体はもちろん反対していたのですが、つい最近までは地方の産業振興という国の政策による結果だったのです。しかし、ここになって、国はこの地域の産業再生に動き出しました。京浜臨海部の空洞化が日本経済全体に悪い影響を与えていることが判ってきたからです。そこで、国や県などの地元自治体が一緒になって、この地域の産業の活性化に取り組みだしたのです。

よく新聞などで当課の「出前相談」の記事が見受けられますが、職員が企業のところへ出向いて京浜臨海部の優位性をPRして新たな企業の進出に結びつけようという努力をしています。これはほんの一例ですが、京浜臨海部はこれからつくる都市ではなく、既に活発な産業活動が営まれているわけですから、当課の職員も京浜臨海部をセールスしに、毎日、担当部長以下僅か十五人で動き回っています。

二 京浜臨海部新生に向けたまちづくり

次に、当課の土木・建築の技術職員はどのよう

な仕事をしているのかご紹介しましょう。

京浜臨海部は、これまでに鉄道（貨物が主）、幹線道路、港湾・運河など交通インフラが整備されてきました。これら現在の交通インフラは、製鉄所などの重厚長大型産業を支えるためのものだったのです。しかし、産業構造が転換し、新しい産業が立地すると、それに見合った、例えば、公園、下水道や鉄道も旅客線などのいわゆる生活インフラを整備する必要があります。先述の遊休地を活用するにしても、一カ所で数ヘクタール単位ですから、そんな大きな敷地を一企業で使うような産業は限られています。そこで、大きな敷地を小さく分割するための道路などを再整備することも必要になってきます。実際に、企業の方々からお聞きすると、こうした生活インフラを整備してほしいという声が圧倒的に多いのです。それと近年のように社会の変化のスピードが早くなってくると、資本力のないベンチャー企業などは大きな敷地を買ってというより、小さく借りてという要望が強いので、このような声に応えるには、これまでのように長期間を見通した都市計画でなく、もっと暫定利用などを認める柔軟な都市計画も必要になってきました。

おわりに

京浜臨海部の産業活性化とそれを支えるまちづくりを長期に渡って的確に推進していくには、何らかのマスタープランが必要です。しかし、京浜臨海部は、病んでいるとは言え、毎日、活発な企業活動がそこなされており、しかも、土地はほとんどが民有地ですから、白地に絵を画くようなわけにはいきません。そこで、現在「かながわ京浜臨海部活性化プラン」というアクションプログラムを策定中で、このプランに基づいて、京浜臨海部の新生に向けた各種事業を早急に展開していくとしていきます。

「ああ、建築士川柳……」

CADなんて

誰でも使える 訳じゃない

（評）手書きが一番ですよね。



### 「第四回神奈川県建築コンクール」 奨励賞を頂いて

財産管理課 鈴木 康雄

このたびの我が家への奨励賞に対しては、正直言って身の引き締まる思いと共に、家族並びに関係者の方々への感謝の気持ちで一杯です。そもそも、私が高齢者であること考へたこともなかったし、今回の受賞は間違いなく一生涯の思い出になると思っています。さて、そんな我が家ですが、一言で言うてあっさりしています。（生活感が無いと言っている人もいます。）

まず、太陽光・雨水・通風等の自然エネルギーは最大限使わせて頂き、省エネに挑戦しています。次に、家を構成する材料は木・土・紙等の自然素材に限定し、空調は自然風を基本としたエアコン要らず（老夫婦の寝室は例外）としました。

形態面では、建物高さを極力抑えて周囲への日照量を増やしました。建物完成時に北側の家主から、去年まで咲かなかった花が今年には咲いたと話を聞いた時は、思わ

ず「やったね」という気持ちになりました。その他には、露天風呂にもなるように風呂の屋根は開閉式にし、老夫婦の部屋は将来の使い勝手を考えて造り付け家具は設けず、公園の桜が見える特等席を私の書斎（一畳程）とし、気になるので家相・風水も満足させた等々……。早い話、私のわがまま住宅となっているのが現実です。（仕事ではこうは行きませんよね！）

建替前、子供二人は口を揃えて「大人になつたらこの家出て行く。」と辺りだつたのが、いざ住み始めてみると「お前出ていけ。」とお兄ちゃんこそ出ていけ。」と態度一変。そういう時はさすが「決めるのはお前たちではない。」とおやじ旋風を吹かすのです。（こんな時しかない？）

よく女房と話すのですが、「へたなテレビドラマより、現実の方が遙かにドラマチックだよ。」と。この先私たちがどんなドラマが待っているのか期待と不安で一杯ですが、我が身の分身のようなこの家と共に、今後の人生を素直に自然な気持ちで歩んで行くことと思っています。奨励賞、本当にありがとうございます。

「温故知新」

建築行政の思い出

宮田 勝

建築基準法は、全国すべての地域のあらゆる建築物を対象とし統一の最低基準を定めた法令として、昭和25年5月24日（法律第一一〇号）公布され、半年後の11月23日（建築主事の検定など）の一部の規定は10月25日（）に施行されました。また、建築物の設計・工事監理を行う技術者に一定の資格を定めた建築士法（法律第一一〇号）も建築基準法と同日に公布され、7月1日に施行された。

今年法の施行から数えて50周年という節目の年にあたりますが、建築確認等の業務に携わって来た者として此の度こうして建築基準法に関し若干でもふれる事が出来幸せに思つ。

私が最初に建築基準法に出合ったのは今から40年以上も前の学生時代に遡ることになるが、本格的に付き合つようになつたのは昭和36年4月神奈川県職員として採用され当時の建築部建築課の建築第一係に配属された時からであった。この係では建築基準法に基づく建築確認等を行つており、主任について審査事務に携わることになつた。そこで、確認申請書を手チェックするために必要となる建築基準法の勉強は条文を丸呑み記憶するのではなく、条文の制定された趣旨目的を考えながら実地に当て嵌めて、「何故」を考え勉強することだと教えられたものであった。確認申請の審査を行つていて条文の解釈、運用をどうしたら良いか迷う事が度々あつたがこうした時などはその都度法の制定・改正時における施行通達やさらには例規集を読むなどして自分なりに考えをまとめた上で、上司からのアドバイスを受けたら、同僚と議論を交わすなどして問題の解決に當つたものでした。

当時県内では、建築物等の確認に関する事務を行う建築主事は神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市に置かれていた。また、県の所管する区域においては法6条1項4号に掲げる建築物は出先機関に置く建築主事が、それ以外の建築物等は本庁に置く建築主事がそれぞれ確認事務を行つていた。（別表参照）

その後昭和40年代には藤沢市、相模原市にそれぞれ建築主事が置かれ県下の特定行政庁の数

は6となつた。

建築主事の設置については、法4条1項により市町村は法6条1項の規定による確認に関する事務を行わせるため建築主事を置く事が出来ることとされていたが、昭和46年1月1日施行の改正法により政令で指定する人口25万人以上の市は建築主事を置かなければならないとする義務設置の規定が設けられた。

神奈川県においては地方行政システム改革の一環として許認可事務の市町村への移譲などを進めることとし、県と市長会会長及び町村会会長とで協議を重ねその結果合意に達したため、昭和55年1月26日覚書きを取り交わした。合意した内容の一つに建築確認・開発行為の許認可等の事務について人口10万人以上の市に移譲する方向でその方策等について、県と関係市で協議を行うことが盛り込まれた。これを受けて同年12月より平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市の7市と県とによる建築行政事務研究協議会が昭和57年3月31日を期限とし設置され、精力的に調査・研究や協議が進められた。こうした経緯の中で昭和57年4月1日には鎌倉市に建築主事が置かれ以後、昭和59年から61年にかけて順次6市に建築主事が置かれそれぞれが建築確認等の事務を行うこととなり、その時点で県下の特定行政庁の数は13となり現在に至つてゐる。

昭和58年6月から63年3月まで当時の都市部建築指導課に在籍し、内山課長、角田課長、相澤課長の各課長の指導のもと事務委譲の推進に携わりましたが、建築行政の委譲にあつてはその業務を円滑に引継ぐため、県職員の派遣や実務体験をしていただく研修生をそれぞれの市から受け入れるなど双方でさまざまな努力が重ねられた。こうした数々の取組みがよりスムーズな事務移行へと繋がつたものと考えている。この間厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市の各市の多くの職員の方々と仕事を通じ知り合いふれ合うという大変貴重な体験をすることが出来た。

あれから10数年が経ちましたが当時一緒に苦労した県や各市の人々が一つの目的に向かつて仕事をした仲間として、今でも仕事を離れた場での楽しい交流が続けられている。こうした多

くの方々とお付き合いは私の人生における大きな財産であり、今後も大切にしたいと思つてゐる。

おわりに

一昨年の平成10年には規制緩和や官民の役割分担の見直し、建築市場の国際化、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた安全性の確認等の要請に的確に対応するため、民間機関による建築確認・検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入、中間検査制度の創設など昭和25年の建築基準法制定以来の法の枠組みを大きく変える抜本的な改正が行われた。

建築行政に携わる建築士の方々はこうした法改正を踏まえ、今まで培つて来た知識や経験を生かし県民ニーズ等に的確に対応出来る行政の推進に向け一層尽される事を願つてゐる。

（別表）神奈川県建築基準法施行細則より

建築主事の所管事項等

建築物建築設備及び工作物の種類	区域	事務所
一 法第六條第一項第一号（法第八十七條第一項の規定により用途を変更する場合を含む）から第三号までのに掲げる建築物（法第八十七條の二第一項に規定する建築設備及び工作物）	県全域、横浜市、横須賀市及び川崎市の区域を除く	建築課
二 法第六條第一項第四号に掲げる建築物	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、大和市、高座郡及び愛甲郡	神奈川県 高座愛甲 地方事務所
	平塚市、秦野市及び中郡	神奈川県 中郡 地方事務所
	足柄上郡	神奈川県 足柄上 地方事務所
	小田原市及び足柄下郡	神奈川県 足柄下 地方事務所
	津久井郡	神奈川県 津久井 地方事務所
	逗子市、三浦市及び三浦郡	神奈川県 三浦建築 駐在事務所

「近況報告」

財団法人かながわ廃棄物処理事業団

川島 孝之

建築とは馴染みがない廃棄物の処理という名称ですが、そもそもは、県外に捨てられている一部の産業廃棄物を、県内で処理をしていこうと、県、横浜市、川崎市の3者が協議会を組織し、基本的な計画が固まつた段階の、平成8年11月に設立された団体です。業務の内容は、その基本計画をもとに、施設建設、資金調達、施設の運営等、ハード面とソフト面共に実現化していくこととなっています。スタッフは、3公共から4人ずつとプロパー職員2名で構成し、技術職は、廃棄物処理施設の経験者4名と県から化学職と私の計6名となっています。

建設スケジュールは、平成8年度末にアセスの申請、平成10年度に廃掃法の設置許可、港湾計画変更承認、建築基準法51条ただし書き許可などの諸手続を経て、平成11年4月15日からプラント業者と建築業者の2者により現地着工しています。

施設の概要は、敷地規模24,507㎡、現在までの建物延べ床面積19,800㎡余（内既存再利用が9,200㎡余）、将来増築用地を残しながら緑地面積27%を確保しています。煙突高さ75m（高いところからの富士山の景色と風の強さを実感しました）となっています。

最後に現場の近況は、鉄骨の柱が立ち骨格が見えてきました。天井の高さが高いので、空間的にはがらんとしている部分もあり、その中をトラックが行き交う様子を想像して、数十年施設が無事営業できることを祈っています。3月は、年度末の出来高払いのため、検査の準備を行っています。

「知らなきゃ損する行政用語」

赤身（あかみ）：樹心近くの赤身を帯びた部分を製材した木材で、白太（しらた）と呼ぶ外周のものより強度・耐久性に優れる。

「心材」ともいう。

白太（しらた）：原木の樹皮に近い部分を製材した木材で、赤身と呼ぶ樹心近くのものに比べて色が白く、強度・耐久性に劣る。

「辺材」ともいう。



# 最近の話題

## 建築工事に関する話題

### 『PFI 事業について』

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を図るという考え方で、1992年より英国で始まりました。

その特徴はVFM(Value For Money)の達成とリスク分担です。VFMとは、一定の支払いに対し、最も価値の高いサービスを提供するという考え方を基本として、従来の公共工事方式で直接事業を実施する場合における公共負担額(事業に関するすべての経費を含む)と、PFI方式における公共負担額を比較してどちらが有利であるか判断し、財政資金の効果的な運用を目指すことです。

また、リスクについては、コントロールできるものが、適正に管理することができるという考えのもとに、官民の適正なリスク分担を行います。これによって、事業者が費用の低減や収益の増加に対するインセンティブを得ることとなり、創意工夫や経営の効率化を生み出すこととなります。

国においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」が昨年9月24日に施行され、法に基づく基本方針を検討しております。

本県においては、現在、県立保健医療福祉大学(仮称)について、応募者からの提案を審査しております。来年度は衛生研究所や近代美術館新館整備について、所要の手続きを行う予定です。

技術者として、施設整備にあたり、時として技術的視点にとらわれてしまうこともあります。その事業がどのようなサービスを提供するのか、そのサービスの価値を向上するにはどうすればよいか、そのサービスを提供するのに最も有効な手法・仕組みは何か、改めて原点に戻り考えている毎日です。

## 建築行政に関する話題

### 『建築基準法施行令の改正原案発表』

「建築基準法の一部を改正する法律」が平成10年6月12日に公布され、その一部(同法第1条及び第2条)はそれぞれ同日及び平成11年5月1日に施行されたところです。

このたび、同法第3条(性能規定化関係)について、建築基準法施行令の改正原案が発表されました。改正される項目としては、「構造」、「防火避難」、「一般構造、設備」で、これまでの仕様規定を見直し、新たに性能規定が追加、変更されています。

今回建設省では、この原案についての意見の募集を行いました。(3月14日迄)また、3月13日より27日まで型式適合認定についてのみ、別に意見の募集を行っています。意見のある方は、<http://www.moc.go.jp/policy/publiccomment/publiccomlist.htm> にアクセスしてみてください。

## 都市行政に関する話題

### 『県レベルの都市マスタープランについて』

「かながわ都市マスタープラン」は、目指すべき将来の県土像を描くとともに、その実現に向けた施策の総合的な展開の方向を示すものとして、昭和61年12月に策定されました。以来、平成3年3月、9年3月の改定を経て現在に至っています。

現在の「都市マス」では、21世紀初頭における県土・都市像を「真に豊かさを実感できる都市、神奈川」と定め、都市づくりの基本方向を「環境共生」と「交流連携」としています。

現在は法的に位置づけのない県レベルの都市マスタープランですが、それを策定している都道府県は全国で4つに過ぎず、本県の取り組みは先駆的なものと言えます。

国においても、現在行っている都市計画法の改正作業の中で、県レベルの都市マスタープラン(すべての都市計画区域を対象とし都道府県が定める「都市計画の方針」)の位置づけを検討しています。現在は、その動向を見守りながら、「都市マス」の今後のあり方について、改定を含め、検討しているところです。

## 住宅行政に関する話題

### 『最近の話題』

昨年9月に出された住宅地審議会の中間報告では、21世紀の住宅政策のキーワードは「市場重視」と「ストック活用」の2つでした。建設省ではこれを踏まえ、昭和40年代に大量に建設された中高層耐火構造の公共賃貸住宅を、今後の高齢社会において、有効に活用するため「公営住宅ストック総合活用計画」の促進や、「公営住宅ストック総合改善事業」の創設等という新たな制度で臨む方策を打ち出しました。

これを受けて、本県においては、来年度中に「県営住宅ストックマネジメント計画」を策定するべく、現在、住宅整備課を中心にプロジェクトチームを結成して準備作業を行っています。

計画の主要な柱として、これまで着実に実績をあげてきた「建替事業」のほか、昭和40年代の中層耐火住宅の躯体だけを残して、内装・設備を最新の仕様に刷新するとともに、バリアフリー化する「トータルリモデル事業」があげられます。

階段室型住棟へのエレベーター増築の可能性など、様々な検討課題がありますが、県営住宅の応募者数のうち高齢者世帯の割合が急激に増加している状況にあって、この事業への期待は高まると考えられています。

皆様、投稿・情報提供・ご意見・ご要望等を編集部までお寄せ下さい。心より、お待ちしております。

編集後記 軌道に乗りつつあるかな?と思う第3号をお届けします。次号以降、乞うご期待ください!

表紙絵 櫛原光生

編集責任者 神奈川県県土整備部(建築指導課:高橋、住宅整備課:庄司)

編集 神奈川県建築士会県庁職域支部(県庁内) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 045(210)1111

HomePage <http://www.geocities.co.jp/Milkyway/7714/kentyou.html> (この支部だよりも掲載中)